

# Japan Cardiology Clinic Network 会則

## 第1章 総則

### 第1条

本会は Japan Cardiology Clinic Network（略称 JCC Network）と称する。

### 第2条

本会の事務局は医療法人社団ゆみの内（〒171-0033 東京都豊島区高田 3-14-29 KDX 高田馬場ビル 2 階）に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条

本会は、日本全国各地域の循環器専門クリニックにおける、施設間のネットワークおよび関連した問題に関心を寄せる全ての人々が、相互の交流と研鑽を通して、循環器領域における地域包括ケアの充実とともに、時代に合った臨床心臓病学の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条

本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会や講演会の開催
- (2) 循環器医療に関する学術的交流
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### 第5条

本会の会員は次の通りとする。

#### (1) 正会員

本会の目的（第3条）に賛同し、第6条の所定の手続きを完了した循環器を標榜している地域診療所の医師

#### (2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、事業を援助する団体または個人

### 第6条

本会に入会を希望する者は所定の用紙に必要事項を記入し、当該年度の会費の納入とともに本会の事務局に申し込み、世話人会の承認を受けなければならない。

## 第7条

本会会員は毎年年会費を年度内に納入しなければならない。既納の会費はいかなる理由があっても、これを返還しない。

## 第8条

会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡または失踪宣告
- (3) 除名
- (4) 3年以上の会費滞納
- (5) ネットワークの解散

## 第9条

会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を代表世話人に提出しなければならない。

## 第4章 役員

### 第10条

本会には次の役員を置く。

- (1) 代表世話人
- (2) 世話人
- (3) 監事

### 第11条

1. 世話人および監事は世話人会で選任する。
2. 世話人および監事の定年は満 65 歳とし、任期中に定年に達した場合の任期は、その年度の定例世話人会および会員報告の終結の時までとする。
3. 代表世話人は世話人会の互選で選任する。
4. 世話人および監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

### 第12条

1. 代表世話人は本会を代表して会務を統括する。
2. 代表世話人は、退任の際、次期代表世話人を新規に推薦し、世話人会の議を経て決定する。
3. 代表世話人は、世話人会にて次の報告を行う。
  - (1) 事業報告ならびに事業計画。
  - (2) 収支決算ならびに予算。

- (3) その他必要と認めた事項

### 第13条

1. 世話人は、代表世話人を補佐する。
2. 世話人は、代表世話人、世話人の推薦により、世話人会の議を経て決定する。

### 第14条

1. 監事は、本会の会計の状況を監査し、世話人会にて会計状況の報告を行う。
2. 監事は、本会の円滑な運営に必要な庶務を行う。
3. 監事は、代表世話人、世話人の推薦により、世話人会の議を経て決定する。

## 第5章 世話人会

### 第15条

定例世話人会は毎年1回、日本循環器学会学術集会会期中に代表世話人が召集する。臨時世話人会は代表世話人が必要と認めたとき、召集することができる。

### 第16条

世話人会の議長は代表世話人が務める。

### 第17条

次の事項は、世話人会で議決し、会員に報告する。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 本会則ならびに細則、付則の改正、変更
- (5) 解散
- (6) その他世話人会において必要と認めた事項

### 第18条

世話人会は、世話人の3分の2以上の出席がなければその議事を開き議決をすることができない。ただし、世話人本人が出席できない場合は、代理人又は委任状をもって、出席に代えることができる。

### 第19条

世話人会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決することとする。監事は世話人会に出席し発言することができるが議決権を有しない。

## 第20条

世話人会では議事録を作成し、議長が署名した上で、これを保存しなければならない。

## 第6章 会計

### 第21条

1. 本会の収入は、会費、寄附金およびその他の収入をもってこれにあてる。
2. 事務局は、会計年度終了後、次回の世話人会でその収支報告を報告する。なお、剰余金は翌年度に繰越すものとする。

### 第22条

1. 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 補則

### 第23条

本学会の事務局に次の帳簿および書類を備えなければならない。

1. 会則
2. 会員名簿
3. 役員名簿
4. 収入および支出に関する帳簿および証拠書類
5. 世話人会議事録
6. その他必要な書類および帳簿

### 第24条

本会則を施行するために世話人会の議を経て細則を定める。

#### 細則

- 1) 年会費は、正会員 8,000 円、賛助会員一口 10,000 円（一口以上）とする。

#### 附則

本会則は Japan Cardiology Clinic Network の会則として令和4年1月21日に制定、施行する。